



宮 崎 県 公 報

令 和 4 年 4 月 28 日 (木 曜 日) 第 301 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○歳入の徴収の事務の委託…………… (財産総合管理課) 1	
○民有林の保安林の指定予定 (3件) …… (自然環境課) 1	
○みやざき林業大学校研修規程の一部を改正する 告示…………… (森林経営課) 2	
○特定計量器の定期検査の実施…………… (商工政策課) 2	
○道路の区域の変更 (2件) …… (道路保全課) 3	
○道路の供用の開始 (3件) …… (") 3	

○道路の占用を制限する区域の指定 (2件) …… (道路保全課) 4
○宮崎港港湾計画の変更の概要…………… (港湾課) 4
○油津港港湾計画の変更の概要…………… (") 5
公 告
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 5
○県営土地改良事業計画の策定…………… (") 6
○家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催…………… (家畜防疫対策課) 6
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 6
公安委員会公告
○警備員等の検定の実施について…………… 7

告 示

宮崎県告示第 304号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 4 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎県東京職員寮の 利用料金	ジャパンプロテ クション株式会 社	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで

宮崎県告示第 305号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 4 年 4 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字下大谷丙 164-1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 306号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 4 年 4 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字滝下丙1748-1、丙1748-6、丙1749-1、丙1749-5
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 307号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 4 年 4 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字クサギ畑4829-6、4831
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東白杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

みやざき林業大学校研修規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和4年4月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 308号

みやざき林業大学校研修規程の一部を改正する告示

みやざき林業大学校研修規程（平成31年宮崎県告示第 240号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「印」を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 309号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する場合は、令和4年11月1日から令和4年11月30日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器の所在の場所で実施する。

令和4年4月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

対象となる特定計量器	検査期日	検査時間	検査場所	検査区域
質量計	6月1日	午前10時から正午まで	木城町役場	木城町
	6月3日	午前10時から正午まで	旧都農高等学校（体育館）	都農町
	6月3日	午後1時30分から午後3時30分まで	川南町役場	川南町
	6月6日	午前10時から正午まで	高鍋町体育館	高鍋町
	6月8日	午後1時から午後3時まで	西米良村役場	西米良村
	6月10日	午前10時から正午まで	新富町総合交流センター「きらり」大集会室	新富町
質量計	6月1日から7月31日まで	午前9時から午後4時まで	宮崎県計量検定所	児湯郡全域
	7月7日	午後1時30分から午後4時まで	Gパーク五ヶ瀬ドーム駐車場	五ヶ瀬町

	7月8日	午前9時から午前11時まで	高千穂町中央体育館	高千穂町
	7月7日から8月31日まで	午前9時から午後4時まで	宮崎県計量検定所	高千穂町、五ヶ瀬町
質量計	7月13日	午前10時から正午まで	須木総合ふるさとセンター	小林市須木
	7月15日	午前10時から正午まで	高原町役場	高原町
	7月20日	午前10時から午後3時まで	小林市野尻庁舎	小林市野尻町
	7月13日から8月31日まで	午前9時から午後4時まで	宮崎県計量検定所	小林市野尻町、小林市須木、高原町
質量計	7月22日	午後1時から午後3時まで	日之影町役場	日之影町
	7月22日から8月31日まで	午前9時から午後4時まで	宮崎県計量検定所	
質量計	8月3日	午前10時から正午まで	都城市沖水地区公民館	都城市（都城市高城町、都城市山之口町、都城市高崎町、都城市山田町を除く。）
	8月3日	午後1時30分から午後3時30分まで	都城市庄内地区公民館	
	8月4日	午前10時から午後3時まで	都城市小松原地区公民館	
	8月5日	午前10時から午後3時まで	都城市小松原地区公民館	
	8月3日	午前9時から	宮崎県計	

	から9月30日まで	午後4時まで	量検定所	
質量計	8月17日	午前10時から午後3時まで	日南市役所	日南市
	8月18日	午前10時から正午まで	日南市役所	
	8月24日	午前10時30分から午後3時まで	日南市北郷町地域振興センター	
	8月25日	午前10時30分から午後3時まで	日南市南郷町ハートフルセンター	
	8月17日から9月30日まで	午前9時から午後4時まで	宮崎県計量検定所	
質量計	9月5日	午前11時から午後3時まで	道の駅くしま市民交流施設	串間市
	9月5日から10月31日まで	午前9時から午後4時まで	宮崎県計量検定所	
質量計	9月7日	午後1時30分から午後3時30分まで	延岡市島野浦島開発総合センター	延岡市(延岡市北方町、延岡市北川町、延岡市北浦町を除く。)
	9月8日	午前9時30分から午後5時まで	延岡市中小企業振興センター	
	9月9日	午前9時30分から正午まで	延岡市中小企業振興センター	
	9月7日から10月31日まで	午前9時から午後4時まで	宮崎県計量検定所	

備考

上記日時のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに正午から午後1時までを除く。

宮崎県告示第 310号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年4月28日から同年5月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	221号	小林市堤字亀尾原3138番1地先から同市堤同字3138番2地先	旧	18.0~19.5	45.5
				新	15.3~17.3	45.5

宮崎県告示第 311号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年4月28日から同年5月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
203	県道	土生高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字押方字中畑6363番1地先から同郡同町同大字同字6354番1地先まで	旧	5.3~14.3	82.4
				新	5.3~26.0	82.4

宮崎県告示第 312号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年4月28日から同年5月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	388号	延岡市熊野江町1846番2地先から同市同町1834番地先まで	令和4年4月28日

宮崎県告示第 313号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道

路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年4月28日から同年5月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
22	県道	東郷西都線	児湯郡木城町大字中之又字松尾6番3地先から同郡同町同大字同字6番3地先まで	令和4年4月28日

宮崎県告示第 314号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年4月28日から同年5月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
22	県道	東郷西都線	児湯郡木城町大字石河内尾鈴国有林 224林班ぬ小班から同郡同町同大字尾鈴国有林 224林班の小班まで	令和4年4月28日

宮崎県告示第 315号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和4年4月28日から同年5月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	東郷西都	児湯郡木城町大字中之又字松尾6番3

線	地先から同郡同町同大字同字6番3地先まで
---	----------------------

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和4年5月13日

宮崎県告示第 316号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和4年4月28日から同年5月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	東郷西都線	児湯郡木城町大字石河内尾鈴国有林 224林班ぬ小班から同郡同町同大字尾鈴国有林 224林班よ小班まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和4年5月13日

宮崎県告示第 317号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第3条の3第9項の規定に基づき、宮崎港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

令和4年4月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 港湾計画の変更の概要

平成15年宮崎県告示第 212号によりその概要を告示した宮崎港湾計画について、変更した事項は、次のとおりである。

係留施設計画
岸壁

西地区	既定計画（水深 4.5メートル）を削除する。
-----	------------------------

2 港湾計画の縦覧の場所

宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県県土整備部港湾課
宮崎市港1丁目18番 宮崎県中部港湾事務所

宮崎県告示第318号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、油津港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

令和4年4月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 港湾計画の変更の概要

平成19年宮崎県告示第1045号によりその概要を告示した油津港港湾計画について、変更した事項は、次のとおりである。

(1) 係留施設計画

変更前

岸壁

地区名	公共用又は 専門の別	水深 (メートル)	延長 (メートル)	用途
東	公共用	10	185	一般船用
〃	公共用	12	240	一般船用

変更後

岸壁

地区名	公共用又は 専門の別	水深 (メートル)	延長 (メートル)	用途
東	公共用	10	240	RORO船用
〃	公共用	12	260	一般船用
〃	既定計画(水深9メートル)を削除する。			

(2) 水域施設計画

変更前

ア 泊地

地区名	水深(メートル)	面積(ヘクタール)
東	12	1
〃	10	1

変更後

ア 泊地

地区名	水深(メートル)	面積(ヘクタール)
東	12	1
〃	10	1

イ 航路・泊地

地区名	水深(メートル)	面積(ヘクタール)
東	12	1
〃	10	6

(3) その他の計画

変更前

大規模地震対策施設計画

地区名	水深(メートル)	延長(メートル)	用途
東	12	240	緊急物資用

変更後

大規模地震対策施設計画

地区名	水深(メートル)	延長(メートル)	用途
東	12	260	緊急物資用
〃	10	240	幹線貨物用

2 港湾計画の縦覧の場所

宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県土整備部港湾課
日南市油津4丁目12番地16 宮崎県油津港湾事務所

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、村角土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年4月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	石川正盛	宮崎市村角町原口2649番地
理事	小川重晴	宮崎市村角町津窪2262番地2
理事	大田原保幸	宮崎市村角町阿波2538番地
理事	大田原寛和	宮崎市村角町北原2240番地
理事	後藤正昭	宮崎市村角町北原2244番地2
理事	大田原眞二	宮崎市村角町橋尊1953番地1
理事	石川正孝	宮崎市村角町原口2598番地16
理事	福田喜光吉	宮崎市村角町安尊2070番地
監事	小川利也	宮崎市村角町北原2238番地イ
監事	安井順一	宮崎市村角町萩崎2655番地14

(任期：令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	石川正盛	宮崎市村角町原口2649番地
理事	倉田光行	宮崎市村角町北原2248番地9
理事	大田原保幸	宮崎市村角町阿波2538番地
理事	大田原寛和	宮崎市村角町北原2240番地
理事	後藤正昭	宮崎市村角町北原2244番地2
理事	大田原眞二	宮崎市村角町橋尊1953番地1
理事	石川正孝	宮崎市村角町原口2598番地16

理 事	福 田 喜光吉	宮崎市村角町安尊2070番地
監 事	佐 藤 安 幸	宮崎市村角町中尊1914番地3
監 事	小 川 利 也	宮崎市村角町北原2238番地イ

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、平下地区県営土地改良事業（川南町及び都農町、基幹農道整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和 4 年 4 月 28 日から令和 4 年 6 月 2 日まで

3 縦覧場所

川南町役場農地課内

都農町役場建設課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209号）第16条第 2 項の規定により令和 4 年度の家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

令和 4 年 4 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催期日

令和 4 年 8 月 1 日（月曜日）から 9 月 7 日（水曜日）まで

2 開催場所

宮崎県畜産試験場

3 家畜の種類

牛

4 受講申込手続

(1) 受講願書の受付期間

令和 4 年 5 月 6 日（金曜日）から 5 月 31 日（火曜日）まで

(2) 受講願書の提出先

最寄りの家畜保健衛生所

(3) 受講願書の提出

所定の受講願書に最近 3 か月以内に撮影した顔写真（縦 5 センチメートル、横 4 センチメートル）2 枚を添付して提出すること。

5 受講手数料

35,000円（受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。）

6 その他

(1) テキストは、一般社団法人日本家畜人工授精師協会（東京都江東区冬木11番17号 電話03-5621-2070）発行の家畜人工授精講習会テキスト（家畜体内受精卵・家畜体外受精卵移植編）を使用するのであらかじめ準備すること。

(2) この講習会に関する問合せは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産新生推進局家畜防疫対策課（電話0985-26-7139）にすること。

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和 4 年 4 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-3)第3270号	(株)大隅建設	岡元 全平	宮崎県宮崎市花ヶ島町観音免 952-19	一般	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	令和 4 年 3 月 3 日付けで廃業した旨の届け	令和 4 年 3 月 3 日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第 12083号	(有)朝國工房N.A.Cデザイン	朝國 美加	宮崎県宮崎市阿波岐原町前浜4276-191	一般	内装仕上工事業	令和 4 年 3 月 29日付けで廃業した旨の届け	令和 4 年 3 月 29日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-3)第 13532号	矢野塗装店	矢野 嘉実	宮崎県児湯郡川南町大字平田2373-15	一般	塗装工事業、防水工事業	令和 4 年 3 月 11日付けで廃業した旨の届け	令和 4 年 3 月 11日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第 13598号	福丸電工	福丸 大介	宮崎県小林市水流迫1067-2	一般	電気工事業	令和 4 年 3 月 8日付けで廃業した旨の届け	令和 4 年 3 月 8日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-3)第4808号	大地建設(株)	佐藤 修二	宮崎県延岡市赤水町13-3	一般	土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	令和 4 年 3 月 31日付けで廃業した旨の届け	令和 4 年 3 月 31日 (一部廃業)

					業、解体工事業		
宮崎県知事許可 (般-2)第7607号	宮崎南菱冷熱 (株)	森元 宏和	宮崎県宮崎 市潮見町 1 00-1	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、鋼構造物工 事業、舗装工事業、し ゅんせつ工事業、水道 施設工事業	令和4年3月 1日付けで廃 業した旨の届 け	令和4年3月1日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第 12978号	(株)タツヤ電気	安藤 建也	宮崎県児湯 郡新富町富 田北 1-46 -1	一般	消防施設工事業	令和4年3月 22日付けで廃 業した旨の届 け	令和4年3月22日 (一部廃業)

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第9号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和4年4月28日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
施設警備業務	1級	令和4年8月18日（木）午前9時から午後5時ころまでの間
	2級	令和4年8月17日（水）午前9時から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地1
宮崎県建設技術センター

3 定員

各15人（受付先着順とする。）

4 受検資格

(1) 1級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者

イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から施設警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

(2) 2級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間、時間

令和4年5月23日（月）から6月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警

察署（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 施設警備業務に係る2級検定合格証明書の写し及び施設警備業務に係る2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面（1級検定申請者のうち検定規則第8条第1号に規定する者に限る。）

カ 施設警備業務に係る1級検定受験資格認定書（1級検定申請者のうち検定規則第8条第2号に規定する者に限る。）

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受験辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 施設警備業務の管理に関すること。（1級に限る。）

オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 施設警備業務の管理に関すること。（1級に限る。）

ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴等を持参すること

- 。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。
 - (4) 公示後、社会情勢の変化により、検定実施の見合わせ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
 - (5) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（電話番号0985-31-0110）に行うこと。